

舞いあがれ！五島推進協議会
推奨ロゴマークの使用について



令和4年10月26日

舞いあがれ！五島推進協議会

■ 目 的

本ロゴマークは、連続テレビ小説「舞いあがれ！」の放送を契機として、五島市の事業者の商品・サービス（以下「商品等」という。）及び五島市の地域振興につながる商品等の販売促進を図るために使用するものとします。

■ デザインコンセプト

「舞いあがれ！」の舞台である五島の青い空と雲をイメージし、ヒロインの夢への軸となる「ばらもん凧」と飛行機を入れています。

■ 概 要

- ・ 使用対象 五島市の事業者の商品等及び五島市の地域振興につながる商品等
- ・ 使用期限 「舞いあがれ！」の放送終了後、概ね1年
- ・ 使用承認 申請手続きが必要
<承認できないもの>
 - 五島市のイメージを損なうもの
 - 自己の商標や意匠とするもの
 - 法令・公序良俗に反するもの
 - 特定の政党・宗教団体を支援しているとの誤解を与えるもの
 - ロゴマークそのものを商品とするもの
- ・ 使用料 無料

使える場合

- 五島市の事業者の商品等の販売促進
- 五島市の地域振興につながる商品等の販売促進

使えない場合

- 五島市以外の地域振興を目的とする商品
 - ロゴマークそのものを商品とするもの（ノベルティグッズを含む）
 - 五島市のイメージを損ねるもの又はそのおそれのあるもの
 - 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するもの又はそのおそれのあるもの
 - 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - 特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - 上記のほか、その使用が不相当であると協議会が認めるもの
- ※ 「NHK」「朝ドラ」「連続テレビ小説」「連続テレビ小説 舞いあがれ！」の文言、又はこれら文言の組み合わせを用いての使用はできません。
- ※ 連続テレビ小説「舞いあがれ！」の番組と関連づけた商品の開発・販売・宣伝は行わないでください。

■ ロゴマーク使用の手続き

承認申請 使用承認申請書（様式第1号）を協議会へ提出



審査 協議会において申請書を審査。必要に応じて、パッケージ等のデザイン案の提出を求める場合あり



承認 承認した場合は、使用承認書（様式第2号）及び推奨シール又はデザインデータを送付



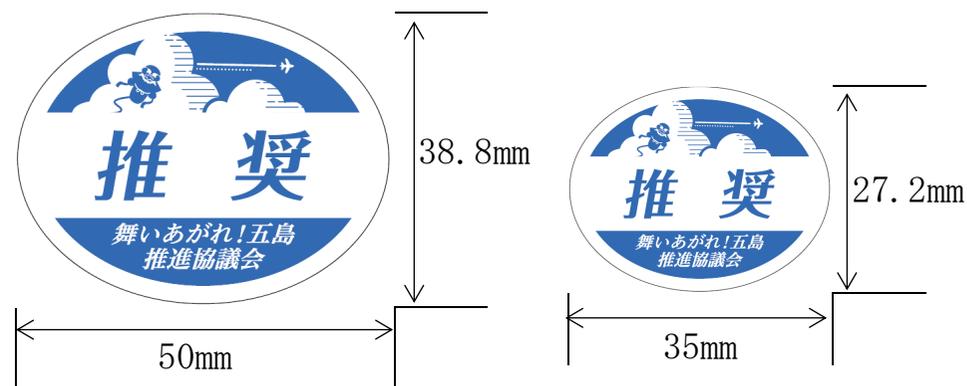
状況報告 年度末又は使用終了後に使用状況報告書（様式第3号）を協議会に提出

■ 推奨ロゴマークの使用方法

- 1 商品^(注1)につき推奨シール^(注2)を1,000枚まで配布します。(最低10枚から10枚単位で配布)

(注1) 1商品の定義：内容量のみが違う場合は同一商品とみなす。

(注2) 大きさ：幅50mm×縦38.8mm 又は 幅35mm×縦27.2mm



- 1,000枚以上必要となる場合は、事業者の負担により作成してください。
- 事業者負担によるパッケージ等への印刷も可能です。
- 無形の商品等（旅行商品や人的サービスなど）又はパッケージ等への印刷の場合、デザインデータをお渡しします。

※デザインデータについては、イラストの一部としての使用や改変するなど、推奨ロゴマークの独立性やイメージを損なう使い方はしないでください。

- 推奨ロゴマークは、原則パッケージの四隅のいずれかに貼付又は表示ください。
- 承認した商品は、五島市HPに事業者名、商品名等を掲載します。

■ 申請・問合せ先

舞いあがれ！五島推進協議会事務局

（五島市地域振興部文化観光課内）

住所 853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

電話 0959-74-0811 FAX 0959-74-1994

E-mail:kankou@city.goto.lg.jp